

大草区(町内会)規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、大草区（以下「本会」という）と称し事務所を区長宅に置く。

(区 域)

第2条 本会の区域は、知多市大草地域部とする。

(南田面、四方田、東屋敷、西屋敷、東畑、中道筋、西畑、御堂前、大瀬、間瀬口
北ノ田、見内山、江端、ヒシケ、ハリマ、傘山堂、旭南5丁目、旭南6丁目)

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と、福祉を図ると共に住みよい地域づくりの向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業。
- (2) 関係機関及び各種団体と連携協力に関する事業。
- (3) 集会施設、その他の資産の維持管理及び運営に関する事業。
- (4) 地域美化、ごみ減量、リサイクル等地域保全に関する事業。
- (5) 防災、防犯及び交通安全に関する事業。
- (6) 青少年の健全育成に関する事業。
- (7) 福祉及び健康増進に関する事業。
- (8) 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事業。
- (9) その他本会の目的達成に必要と認められる事業。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって組織する。

(会 費)

第6条 会員は、第24条に定める会費を納入しなければならない

(入 会)

第7条 本会は、入会申込みがあつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(脱 会)

第8条 本会の会員が次の事項に該当になった場合、脱会したとする。

- (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。

(2) 本人より脱会の意思があった場合。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 区長 | 1名 |
| (2) 副区長 | 1名 |
| (3) 顧問 | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 議員 | 11名 |
| (6) 組長 | 各組1名 |

(役員を選任)

第10条 役員は、会員の中から選出する。

- (1) 役員は総会の承認を持って選任する。
- (2) 副区長は議員から選任し翌年度は区長、翌々年度は顧問となる。
- (3) 議員の任期は5年とする。但し、再任を妨げない。
- (4) 監事は前々年度区長、前々々年度区長となる。

(役員職務)

第11条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 区長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し区長に事故があるとき又は区長が欠けた時はその職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い総会に報告する。不正の事実を発見した時は、総会に報告する。

第3章 総会及び会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は、組長事務連絡会、総会の2種類とする。

- (1) 組長事務連絡会は、年度初めに開催する。
- (2) 総会は、年度末に開催する。

(総会の構成)

第13条 総会は、第9条の監事を除くすべての役員をもって構成する。

(総会の開催)

第14条 総会は、区長が招集し、役員50%以上の出席をもって成立する。

(総会の審議)

第15条 総会は次の事項を審議し決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項

- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、区長とする。

(総会の決議)

第17条 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(会員の表決権)

第18条 出席者のみ表決権を有し欠席者は棄権したとみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) その他

第4章 役員会

(役員会の構成)

第20条 役員会は、監事、組長を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、区長が招集し開催する。

(役員会の審議事項)

第22条 役員会は、区長が議長となり次の事項を審議し議決する。

- (1) 年間計画に立案された事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会において決議された事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は会費とその他の収入をもってあてる。

(会費)

第24条 本会の会費は住居、事業所の2区分とし役員会の審議において定められた金額とする。

ただし、組長のある住居は4月から9月に入居の場合は半額とし、10月以降に入居した場合は当該年度は免除する。

管理会社が徴収納入する賃貸住宅は、管理会社の意向に従う。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

第26条 この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意により変更できることとする。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この規約に定める他の事項は、役員会の決議を経て別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年4月1日より施行する。

(旧規約の廃止)

2 旧規約(令和5年4月1日施行)は令和7年3月31日をもって廃止する。

(役員選任の特例)

3 令和7年度役員については、令和6年度総会をもって選任する。